

一八〇四年の「植民地憲章」について

——オランダ東インド会社崩壊後の植民政策——

田 淵 保 雄

【要約】 オランダ東インド会社崩壊後、東インドの統治に関して相反する二つの政治方向があった。一つは旧会社のとってきた現地土侯を媒介とする「間接支配」を継承しようとする方向である。旧会社はジャワの土侯達をしがえる上級封建領主であった。土侯は会社に対して強制出荷義務と賦役義務を負った。会社はこの制度の上に立って商業を經營していたのである。これに対して、土侯を廃してジャワ農民に土地所有権を与えてこれから地代を徴集しようとする「直接支配」の方向がD・ファン・ホーヘンドルフによって提唱された。これは小農的資本主義への方向である。彼は現地農民とオランダ国家権力とを地代を通じて直結させようとしたのである。両者は一八〇四年の新「植民地憲章」作成の過程において相対立したが、結局、同憲章では「間接支配」の方向をとることが決定された。植民地に与えるべき商品をもたないオランダの国力では土侯を廃して小農的生産体制をとることは許されなかった。すなわちイギリスのベンガルにおける地代方式はジャワに政治的混乱をひきおこすものとして拒否された。しかし「直接支配」方式はその後のオランダの植民地経営における有力な意見となる。

史林 五四巻四号 一九七一年七月

記録である。

一

一八〇四年九月二七日に制定されたこの憲章は^①一七九九年に東インド会社が消滅した後において、東インド統治に関していかなる方法をとるべきかを示した、もっとも重要な植民政策の国家的

一七九五年、フランス革命軍がオランダに進駐して「バタヴィヤ共和国」が出現し、ユトレヒト同盟の上に立った旧七州連邦国家はここに崩壊して近代統一国家への基礎がつくられた。同共和国の閣僚会議 Utiverend Bewind は一七九八年の「国家法令」^②

Staatsregeling 第二三二条において、従来の会社の首脳部であった「十七人委員会」Heeren XVII を廃して新たに「アジア領土評議会」^③ Raad der Asiatische Bezingingen を設置することを決定した。実質的にはこの時点においてオランダ東インド会社は崩壊したと考えてもよい。一八〇二年十一月、同評議会は「東インド問題委員会」Commissie tot de Oost-Indische Zaken の委員を任命して東インド統治に関する諸問題を審議させ植民地に関する新「憲章」を作成せしめてこれを閣僚に提出する責任を負った。バタビヤ共和国閣議第四一号は同評議会に対して次のように指示している。

「短期間に東インド領土における商業が適正に運営されるための基礎と方策に関して審議し、同時に東インド領土において共和国の貿易が最も利益があり国家財政に最良の利益をもたらすべき福祉状態を作り出すことができるように領土をいかに支配するかということに関して審議すること」^④

当時、東インド領土の経営に関して二つの相対立する考えがあった。一つはD・ファン・ホーヘンドルフ^⑤の提唱する「直接支配方式」である。

東インド会社は、本国においては商業団体であるが、東インド、特にジャワ島においては現地の土侯をしたがえる上級封建領主

Oppevorst であった。会社は前後三回にわたる「ジャワ継承戦争」という土侯内部の紛争に介入して、一七七二年前後に豊饒な北部沿岸地方の大部分とマズーラ島を会社領として獲得した。なお独立を保っていたマタラム王国^⑥に対してもその王位継承に干渉する権利を有するに到った。土侯達 Regent は征服された結果として会社に対して、香料、コーヒー、胡椒、藍などに関する強制出荷 Gedwongene Leverentjes の義務、賦役提供 Hirediensten の義務、兵員提供 Hulp troep の義務を負った。すなわち会社は土侯を媒介とした「間接支配」の上に立って商業を運営し、かつジャワ島を統治していたのである。

ホーヘンドルフは以上のべた従来の会社の商業方式と支配方式に反対したのである。

彼は一七八三年、海兵隊の士官として東インドに赴いた。これは第四次英蘭戦争(1780—1784)下において東インドのオランダ領土を防衛するためであった。ケープ植民地に滞在した際、彼はヨーロッパ系自由入植者が会社の独占専売制に反対して自由貿易を要求するいわゆる「ケープ愛國者運動」^⑦を直接見聞し、これに関心をよせた。バタビヤ到着後当分の間は、会社の腐敗を知りつつもなお、会社がオランダ繁栄の支柱であるという考えを捨てなかった。彼はむしろ積極的にクリーン、ファン・デールメン時代^⑧の

オランダの栄光をとりもとそうと夢みていたのである。一七八七年から八九年までベンガル州バトナにある会社の商館に赴任、その間総督コーンウォリス^⑩ C. Cornwallis, 1st Marquess 1738-1805 の新植民政策に接触する機会をえた。コーンウォリスは本国の指示の下に一七八四年の「インディア・ビル」^⑪の線に沿って地稅徵集權のみならず土侯から裁判權をも委譲させベンガル地方を完全にイギリスの直接支配下に置こうとした。彼はクライヴの持論であつたインドをイギリス王冠の支配下に置こうとする政策を實際に推進したのである。イギリス史家はこれら一連の動きを「植民地經營におけるルネサンス」^⑫と呼んでいる。これは一種の「植民地經營における合理化政策」というべきものである。ホーヘンドルフはベンガル方式の線に沿つて、数々の論考と書簡を通じてジャワにおける新統治政策を提唱したのである。彼の論旨を要約すれば次の諸点にまとめることができる。

1、一般ジャワ農民に土地私有權 *Land eigendom* をあたえてそこから毎等地稅を徵集する。そのためには全土にわたつて土地測量が行われ登記簿が作成されなければならない。これは小農的資本主義的農業への方向である。

2、オランダ國家權力と一般農民を地稅を通じて直結させる。ジャワ農民は「オランダ臣民」と規定するべきであり、同時にジ

ヤワは共和國を構成する重要な一地域と見なされるべきである。これを植民地として取扱うべきではない。一方、土侯は一定量の米が支給されるという条件の下に廢位せしめられるべきである。

3、オランダ・ローマ法とコーラン法との間に一致點を發見して新法典を編纂する。

4、土侯の提供する土民軍を廢止して新たに給料が支給される傭兵軍を編成すること。彼はこの軍隊を「シパヒ」*Sipahi* と名づけた。これは「セポイ」と同義である。

5、会社の独占專賣制、すなわち「商業主義」を排して自由貿易制を採用する。彼の自由貿易論は小農的土地所有農民が自己の生産物を自由に処分しようという基礎の上に立っている。

彼の所論に対して、從來会社のとつてきた統治方式である「間接支配」を繼承することがオランダの國家的能力からみて適當であると主張したのは當時の大部分のバタビヤ政庁の首腦者達であり、その代表者は「東インド行政改革委員長」*Commissaris-Generaal* である C・S・ネーダーブルフであつた。彼は土侯の存在を否定することはジャワ支配に計り難い混亂をひきおこすものであると強く反對した。また當時の總督シベルク^⑬と後に總督になるヴィーゼ^⑭もともに文書をもつて彼の所論に反對した。彼らはいにも土侯の存在をオランダのジャワ統治の「守護神」と考えてい

た。事実オランダの支配は土侯の従順さに助けられている度合が大きい。

公平に判断すれば、われわれはホーヘンドルフの意見が啓蒙思想とベンガル方式の「合金」であって、当時のジャワの現実を遠く離れているものと考えざるをえない。同憲章の研究者であるグラスハイス G. J. Grashuis によれば、彼は「使徒」であって「政策立案者」ではなかった。植民地にあたえるべき商品を持っているオランダが、産業革命を背景にして植民地にあたえるべきものをもっていたイギリスのベンガル方式を採用すること自体が無理なことであつたと言わなければならない。要するに英蘭両国の本国における国力の差が両者の植民政策の差であると、われわれは考える。ホーヘンドルフの見解は時代を先取りしたものであつた。勿論、彼自身は自己の政論が現実可能だと述べており、けつして「白昼夢病者」ではないと言っている^⑭。

一七九九年、ホーヘンドルフとネーダーブルフはともに本国に帰還した。前者は船中において有名な『バタビヤ領土とバタビヤ領土における商業に関する現状報告』(通称『ペリヒト』と呼ぶ) *Bericht van den tegenwoordigen Toestand der Batavische Bezittingen en de Handel op dezelve*, 1799, Delft を書いて本国の人々に賛成、反対をふくめて大きな衝撃をあたえた。旧会社の株

式所得者である都市貴族達はこの書物の内容に反対し、フランス革命の影響下にあつた「オランダ・ジャコバン派」の人々および政治理論家達は賛意を表明した。彼は反対論に答えるため、旧会社の秘密書類を利用して『論考集』*Stukken, raakende den tegenwoordigen toestand der Batavische Bezittingen*, 1801 を書き自説を更に主張した。これらの書物は植民地について記述しているにもかかわらずヨーロッパの革命にも共通する普遍的原理を含んでいた。また旧会社の秘密主義のために明らかにされなかつた東インドの実態を伝えたことも、これらの書物の価値を高めた。特に『ペリヒト』は一七八〇年代以来オランダに発生した都市貴族と一般都市市民との間の反目に再び油をそそいだのである。これに対してネーダーブルフは一八〇二年、『ホーヘンドルフの諸論考に関して同胞市民にうけたえる』*Afvertenie aan zijne landgenooten, betrekkelijk onderscheiden gedrukte stukken uitgegeven op naam van Dirk van Hogendorp*, 1802 を発表し、ホーヘンドルフの政論が観念的であることを証明しようとした。両者の対立はその後のオランダ植民地経営に関する二つの相反する意見の源流を形成する。ホーヘンドルフの考えはメンチンゲ^⑮、ダンデルス^⑯、ラフルス^⑰、ファン・フーフエル^⑱、ムルタトリなどの政治家、思想家、文学者にうけつがれ、自由主義的人道的資本主

義思想の「祭壇」となる。ネーダーブルフの思想は「強制栽培制度」で有名なファン・デン・ボスの政策につながる。

註

① "Charter voor de Asiatische Bezittingen van de Britsche Republiek, vast gesteld 27 September 1804." 「特にバタビヤ共和国のアジア領土における商業経営及び政治と司法に関する考察」という副題がつけられている。

② 「バタビヤ共和国は旧東インド会社のすべての領土と財産をその負債とともに継承する。」「アジア領土の行政はアジア領土評議会に委任される。」

③ 一七九八年の「国家法令」は「二つの植民地統治機構を作るべきである。一つはアジア領土に関する評議会であり、一つはアメリカにおける領土と植民地に関する評議会である」と規定している。同評議会はこの法令にもとづいて一八〇〇年に活動を開始した。Encyclopaedia van Nederlandsch-Indië, deel 3, p. 349.

④ F. W. Stapel, "Uit de wording geschiedenis van het Charter van 1804." (B. K. I. 1933, p. 425) スターペルは旧蘭領東インド史研究において、もっとも多くの仕事をした人の一人である。主著は『蘭領東インド史』全六巻である。『蘭領東インド史教科書』(一九一七)は村上直次郎によって一九四七年に翻訳された。一九四七年の時点でアムステルダム市立大学教授。なお、B. K. I. (Bijdragen tot de Taal-Land- en Volkenkunde van het Koninkrijk Instituut) は百十五巻からなら東インドに関する論考集であり、ヨングの『オプブコムスト』とともにこの方面の研究にとって不可欠の文献である。

⑤ Dirk van Hogendorp (1761-1822) 拙稿「ディルク・ファン・ホッヘンドルフの思想と行動」(『史料』四九巻、一号、参照) ロッテル

ダムの都市貴族の家に生れる。青年時代をプロシアの陸軍士官学校で送る。その間幅広く当時の啓蒙思想に接する。一七八五年、軍人としてバタビヤに赴任。その後下級商務員としてベンガルの商館に勤務しイギリスの植民政策を実見してこれに共鳴する。イギリス統治方式と啓蒙思想の上に立ってジャワ行政に関する改革論を展開し政庁首脳部と対立する。一七八八年、危険人物視され逮捕投獄される。彼を告発した中心人物は後にのべるネーダーブルフである。著作として本文および註に掲載したもの外に *Naderen Uitlegging en Ontwikkeling van het stelsel van D. v. Hogendorp*, 1802. (『ホーヘンドルフの政治原理の再説明とその展開』) *Over het gewigt van de Bezittingen en Handel der Hollanders in Oost-Indië*, 1806. (『東インドのオランダ人の領土と商業の重要性について』) *Mémoires du Général Dirck van Hogendorp* (この本は一八八七年に彼の孫のO. C. A. ファン・ホーヘンドルフによって収録されたものである。) などがある。その後一八二一年にナポレオン麾下の將軍となる。晩年は本国に受け入れられブラジルに農園をひらいて住む。オランダ史家は彼の研究は十九世紀末に完了したといっているが、彼の研究における未開拓の部分はベンガルにおける彼の行動と学習内容を具体化することである。

⑥ 中央ジャワにある王国、一七五〇年頃より分解しはじめるまではジャワ島の大部分を支配していた。スリウィジャワ国とともに東南アジアにおける「世界帝国」の存在を強調する人もいる。

⑦ 「一七七九年の請願運動」において自由入植者は三七項目の要求をかね会社と対立する。C. Beyer, *Die Kaapse Patriottie*, 1929 は詳細に事情を説明している。拙文「ケーフ入植者の市場要求運動」(未発表)がある。

⑧ J. P. Coen (1587-1629) オランダ東インド会社の偉大な設立者。一六一〇年、バタビヤ城を拡張する。一六一七年総督となりイギリス

とたたかう。H・J・コーレンブランダー編、『クーン書簡集』全四
は有名である。

- ⑨ A. van Diemen (1593-1645) ホルトガルと戦ってマラッカを奪取、
東インドにおける「オランダ海上帝国」を建設する。

- ⑩ C. Cornwallis 1st Marquess (1738-1805) 彼に関する資料は G. W.
Forrest, Lord Cornwallis, vol. 1, *Introduction*; vol. 2, *Documents*,
Oxford, 1926 を詳し。またこの本は活字がよい。コー
ンウォルプ研究のためにはコーンウォリスを調べなければならぬ。

- ⑪ India Bill, 1784, 内容を要約すれば、1、イギリス東インド会社のも
の政治的軍事的権力は蔵大蔵大臣、官房書記官および数人の秘密院議
員から構成される「東インド統制委員会」Board of Control に委譲
される。2、従来の会社首脳部は同統制委員会の命令を現地に伝える
ための下部機関である、などである。イギリス東インド会社は同法令
により実質的に消滅した。A. B. Keith, *Constitu-*
tional History of India, 1600-1935.

- ⑫ K. A. Ballhatchet, "Relation in the South and South-East
Asia," Cambridge History IX, Chapter XX, p. 553.

- ⑬ 『バタビヤ領土の現状批判』(一七九二) において彼は始めて会社
の存在そのものを否定した。(拙稿ホーヘンドルフの「バタビヤ領土
の現状批判」『東南アジア学会会報』十号参照) 一七九六年の「計画
案」には詳細な彼の改革計画がのべられている。

- ⑭ 「一七九四年の書簡」は彼の見解を最も端的に表現しているもので
の一部を訳出する。「イギリス人がベンガルで成功したように吾々も
水を破ろう。ジャワ農民に土地私有権と永久小作権をあたえよう。われ
われは彼らを人間として取扱おう。賦役義務と人身隷属を廃止し生産
物による地税と平等な人頭税を導入しよう。われわれは数百万の人間
と世界で最も肥沃なこの美しい島を確保しようとしている。」Corres-

pondentie met zijn Broeder Gijsbert Karel, p. 180.

- ⑮ C. S. Netherburgh (1762-1811) 会社の一等弁護士。第四次英
後の極度に悪化した会社の窮状を打開するため「行政改革委員長」と
なり総督よりも強い権限を付与されて東インド到着する(一七九三年)。

ホーヘンドルフは当初彼の改革に期待をよせていた。彼の著作には本
文に掲載されているものの外に『東西両インド領土の有利性に関する
諸質問に対する論考』(一八〇一年)がある。

- ⑯ J. Siberg, *Korte verlog ontrent het "Bericht" van Dirk van Ho-*
gendopp, 1802, Jonge, Opkomst... 13. 彼はホーヘンドルフの意見
を各種の思想の合金であると非難した。

- ⑰ A. H. Wiese, *Consideratiën van den Directeur-Generaal A. H.*
Wiese over de werfjes van D. van Hogendorp 1802, Jonge, Op-
komst... 13. 彼は『ペリヒト』の各条項に対して詳細な反論をこ
ころ。

- ⑱ G. J. Grashuis, *Het Charter van Netherburgh (Indische Gids,*
1897, deel 2, p. 1253)

- ⑲ "Correspondentie..." 1974, p. 180.

- ⑳ 七七項目からなるが、そのうち若干のものを紹介する。ジャワの政
治形態、土侯、会社法、防衛と軍制、地税、輸出入税、人頭税、賦役
と強制出荷、郵制、中国人問題、米、コーヒー、胡椒、海運、ココア
阿片、棉、林業と造船業、砂糖、アラック油、硝酸、椰子油、金銀、
牧畜、煙草、塩、織布、銀行、バタビヤ、バタビヤ学芸協会、海上保
險、奴隷商業、バタビヤ周辺地域、東インドにおける貿易、喜望峯、
セイロン、ベンガル、モルッカ群島、アンボイナ、バンダ島、マラッ
カ、日本貿易、中国貿易などである。

- ㉑ H. W. Muntinghe (1773-1827) 一八〇一年「アジア領土評議会」
の法律事務官となる。一八〇八年タンデルスの秘書官となりホーヘン

ドルへの植民政策を彼に献策する。ラフルスは彼を通じてホーヘンドルフの理論を知る。彼は旧会社の統治方式を「商業方式」*Stelsel van handel*、ホーヘンドルフとラフルスの統治方式を「地稅方式」*Stelsel van belasting*と規定した。ホーヘンドルフの政論は彼を通じて実現の緒に付いた。

- ② H. W. Daendels (1762-1818) 青年期、オランダにおける「愛國者運動」(一七八〇年代)に参加、一七九二年フランスに亡命。九九年イギリス軍のオランダ進入を撃退して名声を博する。ルイ・ナポレオンの命により一八〇七年より一八一一年まで東インド總督となる。彼に対する指令は革命精神とホーヘンドルフの政論にもとづいてつくられた。しかし実際には彼はジャワ防衛のため「専制君主」として振舞う。

③ T. S. Raffles (1781-1826) 信夫氏の「ラフルス」を参照。

- ④ W. R. van Hoevell (1812-1879) 一八六二年、国会議員となり「人道主義政策」(*Ethieke Politiek*)を唱え、「強制栽培制度」に反対する。一方「バタビヤ学藝協會」(東インドで最も古い學術研究機關)の会長となり同協會に新しい息吹きをあたえた。「東インド案内」(*Indische Gids*)を創刊し自説を主張する。

- ⑤ E. Douwes Dekker (1820-1887) ムルタトリは彼のペンネーム。強制栽培制度下における下層農民の苦境を「ブックス・ハーフェラール」という小説で描写する。この本は同制度廃止の世論を醸成する。
- ⑥ J. van den Bosch (1780-1844) 強制栽培制度(一八二九—一八七〇)を導入、ホーヘンドルフの思想に基く土地私有制への方向を否定し、旧会社の強制出荷制の方向へジャワの統治方式を転換せしめた。彼の政策の目的は本国および現地の財政難を救うことであった。彼はこれによりジャワをオランダの「乳牛」に変えた。

憲章の内容および憲章をめぐる諸討議に関しては資料として次のものを使った。

- 1' F. W. Stapel, *Uit de wordinggeschiedenis van het Charter van 1804*, 1933. B. K. I. (『一八〇四年の憲章の成立過程』) この本は一八〇三年八月三十一日の草案(*Ontwerp*)と一八〇四年の憲章との間の相違のみに注目しているため全条文一〇八条のうち三五ヶ条が掲載されているにすぎない。「自由貿易」に関する条文は省略されている。

2' G. J. Grashuis, "Het Charter van Netherburgh," *Indische Gids*, 1897, deel 2. 原文は掲載されていないが、重要条文についての解説は丁寧である。彼の筆致はホーヘンドルフに対して批判的である。

3' Staatsbewind, *Bundel 442, De Notulen en Correspondentie*, (閣議談事録「四四二巻」) ハーグの「国立文書館」①(通称 A・R・A)所蔵。これは同憲章に関する根本資料である。ただし、かなり欠損している。例えば各委員が文書で提出した意見は発見されない。

4' P. Mijer, *Verzameling van Instructien, Ordonnancien en*

Reglementen voor de Regering van Nederlandsch-Indië, 1848, p. 117. (『東インド政庁に対する指令法規集』)がある。

5' O. W. Schiff, *De koloniale politiek onder Raadpensionaris Rutger Jan Schimmelpenninck*, B. K. I, 1864. (『立法院長 R・J・スヒンメルペンニクの植民政策』) 共和国の「首相」に相当するスヒンメルペンニクは一八〇五年同憲章を改訂するが、その際彼の憲章に関する意見がのべられているので興味深い本である。彼はホーヘンドルフの思想に共鳴していた政治家の一人である。

6' G. J. A. Sillem, *Dirk van Hogendorp*, 1890, pp. 112-136. シレムはホーヘンドルフの礼讃者である。彼の憲章に関する説明はあまり信頼できない。しかしこの本はホーヘンドルフを知るのに最もよい。

「東インド問題委員会」は、都市貴族出身者で各州連合立法院の議員である温厚な J・メルマンを議長とする七人の委員により構成され、一八〇二年十二月一日、ハーグの閣議用集合所で初会合をもった。委員ネーダーブルフと委員フェルフルは委員の中にホーヘンドルフが含まれていることを不満として彼を忌避した。その理由として彼は東インドにおいて二・三の罪状の故に逮

捕投獄された事実をあげた。しかしアジア領土評議会の法律事務官は「D・v・ホーヘンドルフの罪状を根本的に証明するに足る資料を所持しているが、しかし法律的行為を発効するに足る充分な理由はない」と閣議に報告した。閣議の諮問機関である「海事・植民地委員会」もこの見解を支持した。閣議はネーダーブルフに対して、ホーヘンドルフを近くロシヤ大使に転出させることを秘密裡に約束し、同時に次の文書によりネーダーブルフが同委員会で指導的役割を演ずることに了承をあたえた。

「閣議はネーダーブルフが同委員会において委員の任命権を自由に行使することに躊躇する必要はないと考える。更に閣議は國家のために市民ネーダーブルフの性格と感情に大きな期待をよせており、彼が事態を悪化させると判断した時は、必要とあらば彼の個人的理由を支持するであらう。閣議は彼に明示された閣議の期待が達成されることを希望する」

われわれは以上の資料から、植民地統治に関する意見の相違が共和国首脳者の間にも存在していたことを知る。

結論的にいえば、ホーヘンドルフの「直接支配方式」は同委員会において多数の賛成をえることができなかった。当初においては彼は会議を指導したのであるが、後になって自説の主張についての情熱を失う。それは多分「彼自身が自分の政策の実施不可能

であることを知ったため^④であった。また彼は立法に関する煩雑な仕事に適しなかったためでもあった。彼は審議の途中において一八〇三年四月にロシヤ大使に任命され、委員会から離れた。彼は委員会において自説の敗北を認めたのである。議事録はこの点に関して次のように書いている。

「同委員会の一般報告は私（ホーヘンドルフ）の署名によって効力をもつであろう。私の署名は委員会の書記に保管される。私は委員会が活動的に事態を処理することによって、もっともよい結果をもたらすことを希望する。」そして彼は「各委員から祝福と慰労の言葉をうけた。」

一八〇三年一月、憲章作成の基本方針として次のことが決定された。

「改善の根拠としてジャワ島における内政が把握されなければならぬが、一般ジャワ人の下における土地私有に関する原理を考察し、すべての賦役義務の廃止について考察することは不適当である。」

この決定は憲章全体を貫く基本線となる。勿論この基本線はホーヘンドルフの容認しうるところのものではないが、議事録から判断する限り、彼はこの基本線に反論していないようである。以上の理由から同憲章は別名「ネーダーブルフの憲章」と呼ばれる

ようになった。

「海事・植民地委員会」は懇請的な表現で一八〇三年四月十四日、ホーヘンドルフを東インド総督の地位に就任させることを進言したが閣議はこれを拒否した。

註

① Het Algemeen Rijksarchief、バタビヤ政庁は各地の商館の財務報告を収録してこれを毎年一回本国に送付する義務を負った。これらの書類はA・R・Aに保存されている。これらは全部で一八〇〇年に達する膨大な量である。「会社の崩壊後可成の量の資料が失われた。一八四〇年代からこれらの資料の重要性が認識されたので始めて各帳ごとに整理されるようになった。」と元館長のM. A. P. Meulink-Roelofs女史は『A・R・Aの史料に関する概観』（一九七〇年）の中で述べている。これらは東インド史に関する根本資料である。なお現在オランダでは東インドに関する研究を志す若い学者はいない。東インド研究の伝統を継いでいる学者はW. Ph. Cochaasと彼の後継者のS. L. van der WalおよびF. J. J. Bastierのみである。ライデンもアムステルダムも東インド史に関する講座をもっていない。ユトレヒト大学のみが学燈をうけついでいる（拙稿「ユトレヒト留学記」『東南アジア学会会報』十三号参照）。

② 七人の委員のうち五人の経歴は明確ではない。委員長J・メルマンは詩人であるが植民地問題に関係したことはない。F・O・J・ポントイは商人であり、R・ファウテはアムステルダムの工場主であり、W・シスは西印度評議会の秘書官の経歴をもつ。C・A・フェルフルは東インドに在任した経験のある海軍士官である。彼らはともに保守的傾向を持つ人物で、特にフェルフルはホーヘンドルフを嫌悪し

た。

③ 彼の罪状は必ずしも明かではない。第一に考えられることは自説の主張のために、バタビヤ首脳者達を文書で攻撃したこと、第二にバンド島、アンボイナ島がイギリス軍に占領された時、防衛の責任を果たさなかった現地指揮官を名指しで非難したこと、第三にオランニエ家がイギリスに亡命したことを「国事犯」として批判したこと、第四に私貿易を中国人と結託して運営したこと、ただしこれは当時の会社役人の常識であった、などである。

④ G. J. Grashuis, Het Charter van Netherburgh, *Indische Gids* 1897, deel 2, p. 1254.

三

この憲章はオランダ植民史上重要な文献であるばかりではなく、ヨーロッパの植民政策を論ずる場合にも重要であり、論者はしばしばこれを引用する。その理由として、1、この憲章は東インドの行政機構に関する限り、その後も長く影響力をもち「行政法規」[Regeringsreglement]の模範となったこと、2、イギリスの植民地統治方式と比較する場合に必要な文献であること、3、スペインのフィリッピンにおける強制的な栽培方式とオランダの「強制栽培制度」[Cultuur-Stelsel]を比較する場合に必要なこと、などである。①

憲章の内容を要約すれば次の個条にまとめることができる。

1、ジャワ農民を商品生産者に作り変えることはオランダの置かれてある立場から考えて不可能である。ベンガル方式は拒否されなければならない。②

2、土侯を「弟」として鄭重に取扱うことは重要である。これを廃止することはすべての植民地行政を破壊するものである。

3、ヨーロッパ人の自由入植は現地における貢納制度と相反するため、できる限りこれを禁止する。(総督クーン以来自由入植者の受入れ問題は屢々論ぜられ、一七四〇年代には総督イムホッフによって唱えられているがこの憲章は資本主義的農業経営に対して反対の態度をつらぬいている)

4、政庁と最高法廷は国家の管理下におかれる。総督は東アジア領土においては強力な権限をもつが、常に閣議の指令に従い、「アジア領土評議会」の助言をえなければならない。(この点において同憲章は旧会社の統治方式を否定している。③)

5、香料、胡椒、コーヒーを除いて、自由貿易はこの憲章の精神に反しない限り容認される。④

次に憲章の前文の概略と本論考に必要な範囲の条項を紹介する。

ハーグ、一八〇三年八月三一日

東インド問題委員会

市民諸君、われわれは閣議の命令にしたがつてバタビヤ共和国のアジアにおける領土と商業に関する助言と審議内容を発表する。

まづ第一にテレファンコール（インドのマラバル海岸——筆者註）の土侯との契約に関する問題である。同契約によれば同土侯はわれわれに胡椒を提供する義務を有するのであるが現在では彼はその義務を怠っている。インドにおけるイギリスの勢力伸長の結果、われわれは契約の効力と影響力を失ったのである。イギリスはオランダ東インド会社の勢力を破壊したため、われわれは同地において尊敬をうることができなくなった。現在では戦争前（アミアン和約までの英仏抗争を指す——筆者註）よりも事態が好転しているため、われわれは再び同土侯と協定を結び、輸出税を課した上で胡椒の自由貿易を認めるべきである^⑤。かかる措置をとることによって同地における胡椒生産を増大させることができる。

アミアン平和協定によれば同地方におけるわが領土は返還されるのであるから、われわれは事態を成果をもって決着づけうるものと考えてる。

われわれはベンガルにおける阿片と硝酸取引に注目しなければならない。これらの商品はイギリス人の自由裁量に委ねられ、われわれは彼らの作る割当量に満足しなければならない。一七八八

年以来、ハーグでイギリス大使とこれらの商品について協議を重ねてきたが成果はえられなかった。しかしわれわれは事態に対して悲観的観測をしていない。旧会社の作った諸協定が再び効力を發揮し必要量の硝酸と阿片が入手される時がくると思われるからである。

次に東インドにおける将来の行政に関することを述べる。第一に必要なことは、新政庁は本国より派遣され公務員として適格性を充分に審査された人々によって構成されなければならない。従来の総督制を廃して、閣議によって任命された総督を派遣すべきである。更に閣議によって任命されたインド評議会の構成員は総督とともに東インドの最高統治機関を構成する。八人の評議員のうち三人は本国から派遣される。彼らは財務局と内務監督局をその管理下におく。

東インド最高法廷の全判事は更迭されるべきである。彼らの救済の難い無知は政庁に対する根深い忌避的態度の原因である。また各種の摩擦事件の原因である。これらは裁判所の公的權威を失墜させ、住民各層の關係にとって不可欠な調和と一体感を損った^⑥。

旧特許会社の株式所得者に対しては、本委員会は責任を負うものではないが、彼らに申しのべたいことは、彼らはバタビヤ国民によって承認された損害補償をうける権利をもっているというこ

とである。閣議は彼らの利益が社会全体の利益と関係があるという観点から損害補償問題を検討している。やがて旧会社に代って確乎とした基礎をもつ新商業機構が作られるであろうと思われる故に、この問題に関する不愉快な論議は有利な期待に変わるであろう。

J・メールマン

W・シス

J・O・F・ポントイ

C・A・フェルフル

D・ファン・ホーヘンドルフ

S・C・ネーダーブルフ

R・ファウテ

委員会書記官 マーゼル

第五条（東インドにおける総督の権限） アジアにおける領土、商館、官吏所在地に関する最高行政権はバタビヤ共和国の総督個人に与えられる。総督は喜望峰以东における陸海軍の最高司令官である。各人は階級の如何に拘わらず総督を尊敬しその命令に服従しなければならない。

第八条（閣議の権限） 現職総督の地位に空席の生じたる場合

は、バタビヤ共和国閣議の決定によって補充される。アジア領土評議會は総督職に空席の生じたる場合これを閣議に報告するとともに総督職に適格な人物を閣議に提案しなければならない。空席補充に関し閣議の意見が一致しない場合は新たな任命に関して協議する。

第十二条（文官と武官の分離）

いかなる武官も彼が在職中に

おいてインド評議會の常任委員及び非常任委員になること、およびその委員候補になることをえず。

第三六条（総督職の制限）

総督は閣議および閣議がアジア領

土評議會にあてた指令に服従しなければならない。ただしその職務の性格と情況に応じて閣議の了解をとりうるという前提のもとに発する総督の命令はこの限りにあらず。この場合、総督は個人的責任を負うべきものとする。

第三七条（インド評議會）

インド評議會は総督を議長とし一人

の副議長と六人の委員から構成される。重要事項は同委員会出席する総督によって定められ、アジア領土評議會によって承認決定されなければならない。

第四三条（官吏の私貿易禁止）^⑦

官吏、またはその配偶者、子女、

雇傭人の犯した利益取得行為については、直接間接を問わず不問に附されることはない。ただし価値の少ない日用消費物資に関し

てはこの限りにあらず。

第四四条（官吏の昇進） 　いかなる官吏も二年間その地位に勤務するにあらざれば昇進することゑず。特殊かつ重要な場合、本国より派遣される官吏に対して三等書記官の地位を与えることに關しては閣議はこれに容喙せず。

第四五条（官吏の任命） 　四等書記官は總督により先決的に任命される。三等書記官はアジア領土評議会の承認を経て總督とインド評議會の兩者の合意によつて任命される。二等書記官はインド評議會の意志をうけた總督の推せん理由をえてアジア領土評議會によつて任命される。一等書記官はアジア領土評議会の慎重なる審議の後、閣議によつて任命される。各等書記官は最低二年間、東インドにおいて勤務しなければならない。

第五六条（土地私有制の原理の否定） 　一般ジャワ農民に対する土地私有制の原理の実施及び賦役義務の廃止は現状においては、ジャワ島内政上の見地から不可能である。（土侯の処遇） 　現地土侯に關しては充分なる配慮が払われ適切な措置がとられなければならない。これは東インドにおけるバタビヤ共和国の領土における一般農民の生活現状を改善しその財産を保護するための措置であり、同時にすべての不条理にして恣意なる課税を撤廃するためのものであり、かつ可能な限り農業を奨励してこれを拡大す

るためのものである。

第五七条（自由入植の制限） 　バタビヤ高地地帯における牧畜事業は土地私有者によつて推進され拡大されるべきものではない。かかる行為は一般農民の不利益と困窮につらなり、また必要な土地生産物の栽培について人々に偏見をあたえるものである。

第五八条（總督と法廷との關係） 　緊急の場合、また訴訟手續の進行が事態全体からみて危険と判断された場合は總督は訴訟手續に關して一時的な先決権を有する。ただしこの場合、總督は法廷の審議内容と報告書を入力した後でなければならぬ。

第五九条（本国の國家法廷への控訴） 　國家法廷に対して控訴された事件に關しては、同法廷は東インド最高法院の報告を求めることが出来る。國家法廷が控訴された事件に關して閣議に報告することは望ましいことである。

第七七条（東インド最高法院長官の任命） 　長官は閣議において三人の指名によつて任命され國家法廷によつて認証される。

第八四条（弁護士資格） 　弁護士は二五歳以上の男子にして、バタビヤ共和国出生のものか、現地においてヨーロッパ系の両親から出生したものでなければならぬ。弁護士は少なくとも五年間一つまたはそれ以上の國立大學において法律に關する訓練を受けなければならない。

第八五条（弁護士任命権） 弁護士は閣議によって任命される。欠員の場合は総督の指名により補充され東インド最高法廷によって認証される。

第八九条（バタビヤ市場の保護） 閣議及び国家会計院の意志に沿い各種商品が可能な限りバタビヤ市場に集積されるよう配慮されるべきである。

第九一条（商業活動の自由の承認） 商業活動において自由にして無制限な行為をとることは、それが本憲章および特殊の条件によって制限をうけない限り、商人にとって自由である。バタビヤにおける商業活動を維持することは東インド政庁の義務である。第九九条（自由貿易の例外） 香料、コーヒー、胡椒、阿片を除いて、土民の耕作の自由は認められる。ただし従来割当出荷制度と強制出荷制度は何ら変更されることはない。

註

- ① Clive Day, *The policy and administration of the Dutch in Java*, 1966, p. 337. この本は概説書として J・S・ファーニファルの『蘭領東インド史』1939, とともに最適であり必読の書である。
- ② 「現地農民は資本家的経営の下におかれるよりも、家父長的専制下におかれる方がより幸福である」という考えは長くその後がジャワ行政を支配した意見である。(Clive Day, *Ibid.*, p. 339)

③ 会社には一種の「独立国」として東インドにおける統治権と軍事権が与えられていた。本憲章は始めて旧会社の領土と諸特権を国家の管理下においたのである。ホーヘンドルフは一七九一年の書簡でこのことを提唱している。この点において彼の意見は憲章の中にとり入れられたと考えてよい。J・A・シレムはホーヘンドルフが指導したためだと言っているがこれは不公平な解釈である。バタビヤ共和国の成立がこの精神を憲章にあたえたとみななければならない。

④ 本憲章は旧会社の独占専売制を否定し自由貿易の方向に一步踏みこんでいる。ホーヘンドルフの自由貿易論はジャワ農民の小農的生産の上に立っている。すなわちこの憲章の「自由貿易」は自由貿易論者の主張する自由貿易ではない。

⑤ 胡椒は旧会社の重要な独占商品であったが、イギリスがモルッカ群島を占領したときこれをインドに移植した。憲章は胡椒の自由貿易をみとめていないが、インドにおいてはやむを得ずイギリスとの競争上特例として認めたと考えられる。

⑥ 東インドにおいても啓蒙思想とフランス革命の勃発に影響をうけたいわゆる「バタビヤ・ジャコバン」派 Jacobijnen te Batavia がいた。ホーヘンドルフもそのうちの一人である。ネーダーブルフはこれらの一派を非難したのと思われる。(W. Ph. Coolhaas, *A critical survey of studies on Dutch colonial history*, 1960, p. 82.)

⑦ 東インドに赴く役人達の大半は私貿易を通じて財産をつくることを意図していた。会社は度々私貿易禁止の布令を出したがその効果はなかった。ホーヘンドルフの東インド行の動機の一つもこの点にあった。(兵庫県立有馬高等学校教諭・XXXXXXXXXX)

Eleuthes (<Ölöt) des Tsing, qu'on prenait pour synonyme des " quatre Oirat ", semblent être le surnom des Khošūt, ou plus exactement celui de la famille princière de cette tribu à son apogée. Le " Royaume des Eleuthes " devait précéder donc le " Royaume des Djoungar ".

Discourse on Traffic by Lewes Roberts
and the Navigation Act

By Minoru Asada

The age between the economic depression in 1620's and the Puritan Revolution was a harsh time even for the London merchants, the *elite* class of business circles in England. In this environment Lewes Roberts, on whom I will now discuss, was a trade merchant who could design a plan to find the way out of the depression by advocating the Dutch type entrepôt trade. Though some researches have been made on Roberts, I am afraid that he has been regarded as a so-called semi-feudal merchant or an adherent mercantilist on the ground that he was an advocator of entrepôt trade.

However, when we consider the situation of the English trade in the international arena in that period, or when we further consider it in the context of the Navigation Act of Cromwell, we find that it destined the way of the commercial expansion and the economic growth of England. Therefore we feel it necessary to make a reconsideration on his discourse.

In this article I shall investigate Roberts' discourse on traffic in connection with some data that suggest the formation of the Navigation Act.

The " Charter of 1804 "

—The colonial policy after the fall of
the Dutch East India Company—

By Y. Tabuchi

After the fall of the Dutch East India Company, there were two trends concerning how to govern the territories, one of which was the " indirect

administration", which had been maintained by the old Company. The Company was a sovereign power as a supreme landlord in Java, governing the petty princes through the "forced delivery system" and the "forced labour system". This is a feudalistic way.

Another way was the "direct administration" which was offered by Dirk van Hogendorp, who intended to introduce the method of the "private land-property system", liquidating the power of the native princes after the model of the English in Bengal. He had an idea of connecting the Japanese farmers directly with the Dutch national sovereign through the land-rent. This is a capitalistic way.

These two trends confronted against each other in the course of consideration of establishing the new "Charter of 1804". They came to a conclusion that the direct administration should not be accepted, because the abolishment of the control of the native princes was to be dangerous to cause an internal disorder. It seemed to be difficult for the Batavian Republic to accept the direct administration, because of the inability of supplying products of the Netherlands to her territories.

However, Van Hogendorp's proposal played a significant role in the Dutch colonial policy after that.